

放射線業務従事者証明書に記載すべき項目に関する考察

Discussion on items to be included in the Radiation Worker Certificate



鈴木 智和 (Suzuki Tomokazu)

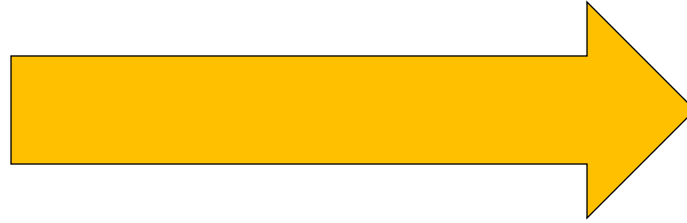
大阪大学 放射線科学基盤機構

Institute for Radiation Sciences, Osaka University

放射線業務従事者証明書



教育訓練と健康診断の証明
→ 放射線業務従事者証明書
線量計も所属機関が発行していた



日頃の実験は各大学で行っていた

スケールの大きい実験を共同利用施設で行う

- 国立大学の法人化（労安法の適用）
 - 使用者：国（文科省） → 各大学法人
- 原子力規制委員会の設置（規制の強化）
 - 事業者責任
 - 教育訓練の時間数の見直し
 - 測定の信頼性確保
- 放射光利用の増加

従来から行われてきた従事者証明
のあり方の見直しが必要？

放射線業務従事者証明書共通化のアイディア

国立大学RIセンター長会議に所属する21大学のうち、書式を定めている17校の書類から項目等の傾向を調査し、必要な項目が選ばれている。

教育訓練

実施年月日、項目（立入前と直近）

健康診断

実施年月日、医師名、結果、措置（直近）

被ばく記録

5年分

渡部浩司, 佐藤和則: 放射線業務従事者証明書共通フォーマットの提案, 日本放射線安全管理学会誌, 19(2), 106-109 (2020)

基本情報

教育訓練

健康診断

被ばく記録

放射線業務従事者証明書

年 月 日

殿 機関名

下記の者が当機関における放射線業務従事者であることを証明します。また、下記の者が貴事業所において放射線作業に従事することを承認します。

氏名
フリガナ
生年月日 年 月 日 性別 男・女

1. 教育訓練 立入
前教育及び訓練 実施年月日 年 月 日
再教育（直近のみ） 実施年月日 年 月 日
法令、人体に与える影響、安全取扱、予防規程
法令、人体に与える影響、安全取扱、予防規程

2. 健康診断
・実施年月日（直近のみ） 年 月 日
・健康診断を行った医師名
・健康診断の結果 放射線業務に従事可／従事不可
・健康診断の結果に基づいて講じた措置

3. 被ばく記録

	被ばく歴				
	(4年前)	(3年前)	(2年前)	(1年前)	(今年度)
・実効線量 *	mSv	mSv	mSv	mSv	mSv
・等価線量					
眼の水晶体 *					mSv
皮膚 *					mSv
妊娠中の女子腹部表面 *					mSv

* X, Mは検出限界未満

* 実効線量とそれぞれの等価線量は内部被ばくとの合算とす

る 4. 添付書類

(個人的に) 記入に困っていること

放射線業務従事期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

業務従事の開始日・終了日とは？

管理区域に立ち入った初日と最終日？ 調べられないこともないですが・・・？

初めて管理区域に立ち入る前の教育訓練： 年 月 日

わかりません。相当昔であることは確かです。
(教育訓練の記録の保存期間は閉鎖後5年)

放射線管理関係の書類は法人文書であり、定められた
保管期限を越えて保管する事が困難になってきている

被ばく歴 (昭和63年度以前) 年度～昭和63年度： mrem (X)
(平成元年度以降) 平成元年度～ 年度： mrem (X)

当施設で管理した被ばく歴はわかりますが・・・。要ります？

着任前の被ばく歴まではわかりませんよ・・・。X/M数、数えますか？

法令に基づいて、最低限必要な項目を検討

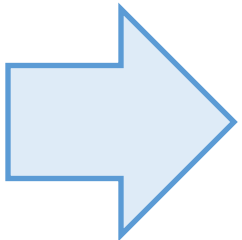
- 教育訓練
- 健康診断
- 被ばく管理

- 放射性同位元素の規制に関する法律（RI規制法）
- 電離放射線障害予防規則（電離則）

記帳・記録、その他法令で求められる書類作成をベースにする

運用上の問題点を検討して + α

- 放射線障害予防規程で定められること
- 証明書提出後、すぐに管理区域に立ち入ることができるか？



法令をベースにして、放射線業務従事者証明書に最低限必要な項目を考察する

教育訓練

RI規制法

- 放射線の人体に与える影響（立ち入り前:30分以上）
 - 講習内容は放射線源等によりあまり依存しない
 - 比較的、共通性がある
- 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い（立ち入り前:1時間以上）
 - 非密封RIでは施設ごとの違いは少ない
 - 加速器施設や密封施設ではインターロックや自動表示灯の取扱いが施設ごとに異なる
 - 加速器施設では放射化物の発生の有無により講習内容に差が出る
 - 非密封と大型加速器を使用する施設には独自の管理方法がある
 - 非密封RIを除き共通化が困難
- 放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程（立ち入り前:30分以上）
 - 予防規程は施設ごとに違うので共通化できない

電離則

教育及び訓練に関する規定はない

(参考)

労働安全衛生法第59条第3項

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

- ・ エックス線装置・ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務(安衛則第36条第28号)

他機関や他施設での教育訓練は証明される側の施設の考え方や予防規程により必要性が異なる

健康診断

RI規制法

第22条(健康診断) 法第23条第1項の規定による健康診断は、次の各号に定めるところによる。

1. 放射線業務従事者(一時的に管理区域に立ち入る者を除く。)に対し、**初めて管理区域に立ち入る前**に行うこと。
2. 前号の放射線業務従事者については、**管理区域に立ち入った後は1年を超えない期間ごと**に行うこと。

(以下略)

電離則

第56条(健康診断) 事業者は、放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対し、**雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後**六月以内ごとに一回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

(以下略)

<ポイント>

- RI規制法では、健康診断が終わらないと管理区域に立ち入ることができない。
- 電離則では、雇入時・配置替えの際には行わなければならない。

被ばく記録

RI規制法

- 線量管理は施設ごと
- 被ばく記録の引き渡しに関する規定は廃止時と指定機関への引き渡し時のみ

電離則

労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の施行等について(平成13年3月30日基発第253号)

第3 細部事項

5 第4条関係

1. (省略)
2. (省略)
3. 事業者は、「5年間」の途中に新たに自らの事業場の管理区域に立ち入ることとなった労働者について、当該「5年間」の始期より当該管理区域に立ち入るまでの被ばく線量を当該労働者が前の事業場から交付された線量の記録(労働者がこれを有していない場合は前の事業場から再交付を受けさせること。)により確認すること。

所属機関が変わった時には最大5年分の線量の記録を引き継がなければならない

従事者証明書に必要な項目

	RI規制法のみ	電離則のみ	RI規制法 & 電離則	記載項目
状況	所属機関→共同利用施設	所属機関の変更 (新所属機関のRI施設でのRI従事なし)	所属機関の変更 (新所属機関のRI施設でのRI従事あり)	(対象者の氏名)
教育訓練	不要 → 事実上要 (共同利用施設の予防規程により必要な場合あり)	不要 → 事実上要 (共同利用施設への従事者証明書の発行に必要な可能性あり)	不要 → 事実上要 (新所属機関のRI施設の予防規程による)	予防規程による (実施年月日、項目、時間数)
健康診断	(新規登録) 管理区域に立ち入る前の健康診断の結果が必要 (継続登録) 最新の健康診断の結果が必要	不要 (雇入れ時に実施) ただし、異動後速やかに従事者証明書を発行するためには健康診断の結果があった方がよい	不要 (雇入れ時に実施) ただし、異動後速やかに管理区域に立ち入るためには健康診断の結果があった方がよい	実施年月日、 医師名、結果、措置 *電離則では使用しない
被ばく記録	不要	実効線量と眼の水晶体の等価線量について最大過去5年分必要	実効線量と眼の水晶体の等価線量について最大過去5年分必要	実効線量、水晶体の等価線量 (対象期間分) 皮膚 (その年度) 女子の腹部表面 (対象期間)